

令和3年6月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年6月25日開催

# 会 議 録

開催日時	令和3年6月25日(金)	午後6時30分 午後7時23分	開会 閉会												
場 所	旭川市教育委員会 会議室														
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>社会教育部次長 岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>学務課長 矢菽 恵</td> <td>文化ホール担当課長 林 克秀</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td>公民館事業課長 片山 勝敏</td> </tr> <tr> <td>学校保健課長 中瀬 恭子</td> <td>中央図書館長 西野 明子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会教育課主幹 小島 紀行</td> </tr> </table>	学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 岩崎 昌美	学務課長 矢菽 恵	文化ホール担当課長 林 克秀	教職員担当課長 佐藤 文泰	公民館事業課長 片山 勝敏	学校保健課長 中瀬 恭子	中央図書館長 西野 明子		社会教育課主幹 小島 紀行
		学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 高田 敏和												
学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 岩崎 昌美														
学務課長 矢菽 恵	文化ホール担当課長 林 克秀														
教職員担当課長 佐藤 文泰	公民館事業課長 片山 勝敏														
学校保健課長 中瀬 恭子	中央図書館長 西野 明子														
	社会教育課主幹 小島 紀行														
事務局職員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健史														
傍聴者	0人														
公開・非公開の別	一部非公開														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市社会教育委員の委嘱について</li> <li>・議案第2号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について</li> <li>・議案第3号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について</li> <li>・議案第4号 旭川市図書館協議会委員の任命について</li> <li>・議案第5号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について</li> <li>・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命(臨時代理)について</li> <li>・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について</li> <li>・報告第5号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第6号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> <li>・報告第7号 新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長(臨時代理)について</li> <li>・報告第8号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長(臨時代理)について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について</li> <li>(2) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について</li> </ol> </li> </ol>														

(3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について

(4) 地域学校協働活動の推進について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年6月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年4月定例教育委員会会議（令和3年4月27日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、令和3年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和3年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和3年5月定例教育委員会会議（令和3年5月27日開催）及び令和3年6月第1回臨時教育委員会会議（令和3年6月3日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和3年5月定例教育委員会会議及び令和3年6月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について、」報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、</p>

議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長（臨時代理）について」、報告願います。

学校保健課長

令和3年5月16日から同月31日までを期間として発出されていた新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、6月20日まで延長されたことに伴い、本市では、道の要請に基づき市有施設の休館期間を延長し、学校教育関連施設についても、同様に休館の期間を延長したところでございます。

内容であります。延長した休館期間は、6月1日から同月20日まで、対象施設は、富沢ふれあいの家及び東旭川学校給食センター貸館エリアとしております。

本対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理したもので、同条第3項の規定により御報告するものであります。

なお、両施設につきましては、緊急事態宣言の解除に伴い、6月21日から利用を再開しているところです。施設利用者に対し感染症対策の徹底を要請するなど、引き続き感染予防に努めてまいります。

教 育 長

報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員

ありません。

各 教 育 長

それでは、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

各 教 育 長

「異議なし。」と認め、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

次に、報告第8号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長（臨時代理）について」、報告願います。

岩崎社会教育部次長

令和3年5月16日から同月31日までを期間とする緊急事態宣言の発出を受け、同期間中、社会教育施設等の臨時休館の対応を取っていたところですが、その後宣言の期間が6月20日まで延長され、これに伴い、旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市有施設の休館期間を延長する方針が示されたことを受けまして、社会教育施設等についても休館期間を6月20日まで延長することとなりました。

決定は緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。

なお、その後、緊急事態宣言が解除されましたことから、現在は各施設とも入場制限などの感染防止対策を一層図り、開館しております。

教 育 長	報告第8号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
近 藤 委 員	この期間中に、市民文化会館やクリスタルホールで催しを行ったものはあるのですか。
社会教育部長	休館期間中ではありましたが、国のイベント等の制限の中で、入場者を50パーセント以下とし、既にチケット販売をしているもののみ開催できるという特例がありまして、主催者側と協議した結果、市民文化会館で1件開催したところです。
近 藤 委 員	感染があったという報告はありませんでしたか。
社会教育部長	このようなイベントを開催するに当たっては、緊急事態宣言前から十分な感染防止対策を講じた上で開催するという方針がありますので、十分対策をしていると認識しております。
近 藤 委 員	分かりました。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告第8号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、報告第8号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
	《 報 告 事 項 》
教 育 長	それでは、報告事項に入ります。
学校教育部長	報告事項（1）「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。 令和3年5月14日に開催された経済文教常任委員会において、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について報告を行ったところであり、報告に対し、自民党・市民会議の菅原委員、公明党の高花委員、日本共産党の能登谷委員、無党派Gの上野委員から、質問がございました。 重大事態とされた事案についての経過や状況、市教委等の対応、いじめと認定しなかった理由などのほか、旭川市いじめ防止等対策委員会の調査や委員の構成などについて、質問がされたものです。
教 育 長	報告事項（1）「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（1）「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
学校教育部次長	次に、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」、報告願います。 本件は、6月4日に第2回目となる旭川市いじめ防止等対策委員会の会議を開催したもので、これを報告するものです。 第2回目の会議につきましては、6月3日に開催した臨時教育委員会会議にて決定した委員1人及び臨時委員3人を加えた合計8人の委員で開催され、委員長及び副委員長の互選、本事案に対する諮問書の交付を行った後、議事に移りました。 まず、委員長及び副委員長につきましては、対策委員会の互選によって、委員長が弁護士の辻本純成氏、副委員長が医師の諏訪清隆氏に決定されました。その後、辻本委員長に諮問書が交付されました。 議事につきましては、個人情報を取り扱うため、非公開で進められまし

教 育 長	<p>た。当該事案の概要について事務局から説明をした後、対策委員会の皆様のみで進行していただくため、事務局は一時退室しました。その後、協議結果について、委員長から次のとおり報告がありました。</p>
滝山委員 学校教育部長	<p>一つ目は、スケジュールについて、令和3年11月末を目途に報告書をまとめることとしておりましたが、各委員の業務量等を考慮して白紙とすること、二つ目は、臨時委員について、3人の増員をすること、三つ目は、次回の会議について、全員が資料の読み込み等を行った上で、7月上旬に開催する予定であること、以上の3点でございます。</p>
教 育 長	<p>報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>増員される3人は、どのような方ですか。 3人とも弁護士の方になります。保護者側から要望がありまして、対策委員会にお諮りし、決定したところです。調査を進める中で、関係者からの聴取りが重要になるということで、この聴取りや分析において豊富な経験を有する弁護士が適していることが理由でございます。</p>
社会教育課主幹	<p>聴取り調査に当たっては、各自役割を持って調査していただくこととなります。我々としては、増員することで調査が効率的、そしてなるべく早く結果をまとめられたらと思っております。</p>
	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
	<p>ありません。</p>
	<p>それでは、報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、報告を受けたこととします。</p>
	<p>次に、報告事項(4)「地域学校協働活動の推進について」、報告願います。</p>
	<p>はじめに、地域学校協働活動とは、地域と学校が相互のパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことであり、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指しています。</p>
	<p>また、地域学校協働本部とは、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークのことで、地域学校協働活動を推進する体制です。地域学校協働本部は、地域による学校の支援から、地域と学校双方向の連携・協働を推進し、個別の活動から総合化・ネットワーク化へと発展させていくことを前提として、コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動の三つの要素を備えていることが重要となっています。</p>
	<p>次に、地域学校協働活動を推進する理由については、一つ目は、社会教育法の改正により、地域住民等が円滑に活動を実施できるようにするため、教育委員会が地域と学校との連携協力体制を整備することなどが規定されたこと、二つ目は新学習指導要領において明記された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働の下に学校づくり、地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要とされていること、三つ目は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施が推進されていること、四つ目は、本市では、令和3年5月に全ての小中学校に学校運営協議会が設置され、さらに、地域と学校の連携・協働を推進するために、地域の体制である地域学校協働本部の整備が必要であること、以上のことから、本市においても地域学校協働活動を推進することとし、今年度中にモデル地域を選定し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制を整備していくことを考えています。</p>
	<p>本市の推進については、一つ目は、教育委員会社会教育課に旭川市地域学校協働活動推進会議(統括本部)、各地域に地域学校協働本部を設置し、学校運営協議会と連携することにより、地域と学校の組織的・継続的な連</p>

			<p>携・協働体制を整備していきます。なお、各地域学校協働本部につきましては、地域の実情に合わせ、既存の組織や体制を活用していきたいと考えております。</p> <p>二つ目は、コミュニティ・スクールと一体的に進めることが必要なため、コミュニティ・スクールのモデル地区であった旭川中学校区、春光台中学校区、神楽中学校区の3地域をモデル地域として推進を図り、モデル地域での成果と課題を検証しながら、他地区への導入を進めていきます。</p> <p>三つ目は、各モデル地域に教育委員会の社会教育士・社会教育主事を地域コーディネーターとして配置し、地域と学校のニーズや資源をつなげることにより、地域と学校の活動の充実を図ります。</p> <p>四つ目は、地域住民等を対象とした研修会を実施し、先進事例を学んだり、目標やビジョンの明確化や共有を行ったりすることにより、地域住民の地域や学校の活動に主体的に参画する意識の醸成を図っていきます。</p> <p>最後に、スケジュールについてですが、推進に当たっては、制度の理解が必要不可欠であることから、令和3年度は、地域住民や学校への説明を行い、旭川市地域学校協働活動推進会議（統括本部）やモデル地域において地域学校協働本部を設置するなどの体制整備を行います。令和4年度からモデル地域において、地域コーディネーターを核として、地域と学校の連携・協働を進めるとともに、モデル地域の関係者及び市内全域の学校関係者や地域住民を対象とした研修会を実施します。令和5年度には、モデル地域での実践を進めるとともに、成果と課題を検証し、他地域への導入に向けた検証をしていく予定です。</p> <p>今後、具体的な取組や他地域への導入などについて検討していきますが、随時、教育委員会会議に御報告し、御意見をいただきたいと考えています。</p>
教	育	長	<p>コミュニティ・スクールを3年かけて導入しましたが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をともに整えながら充実を図る必要があります。今年度から取組を進めるものであります。取組に当たっては、学校や地域において、しっかり御理解いただいた上で進めていくことが大切です。これまで長らく学校と地域を結びながら実践している取組がありますし、市民委員会やまちづくり協議会といった連携組織がありますので、今進めている取組や組織としっかりと関わり合いながら進めていく必要がありますので、説明を十分にして、御理解をいただきながら進めてまいります。</p>
各	委	員	<p>報告事項（4）「地域学校協働活動の推進について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
教	育	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（4）「地域学校協働活動の推進について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
教	育	長	<p>他に、何かありますか。</p>
各	委	員	<p>ありません。</p>
事	務	局	<p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委</p>

各 委 員  
教 育 長

員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」>

令和3年6月25日から令和4年4月30日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」>

令和3年7月1日から令和5年6月30日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」>

令和3年6月25日から同年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>

令和3年6月25日から同年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」>

令和3年7月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和3年6月1日から令和4年3月31日までを任期とする学校運営協

議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱（臨時代理）について」>

令和3年6月17日から調査又は審議が終了した日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」>

令和3年6月18日から同年8月の採択決定日までを任期とする旭川市教科書調査委員会調査委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和3年6月2日及び同月13日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和3年5月11日から同年6月8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年5月11日から同年6月4日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和3年3月1日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年5月27日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和3年6月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長  
各 委 員  
事 務 局  
教 育 長